

## 共同機構合同研修会案内

こどもみらい館共同機構研修会  
京都市教育委員会保・幼・小・中連携推進事業

- 日時** 平成28年1月25日(月) 午後3時～5時  
**場所** 京都市子育て支援総合センター こどもみらい館 4階第一研修室  
**内容** 勸修中学校区における保幼小中連携  
 ～地域との連携・絆を深め教育活動を推進する～  
**発表** 勸修保育園・西野山保育園・京都市立勸修小学校・京都市立小野小学校  
 ・京都市立勸修中学校

\*内容等詳細は、後日通知文・チラシ等でお知らせいたします。

## 第16回 みらいっこまつり ～こどもたちの笑顔育む 京のまち～

**日時：平成27年12月18日(金)、19日(土) 10:00～16:30**

**場所：京都市子育て支援総合センター こどもみらい館**



**第16回** こどもたちの笑顔育む 京のまち  
**みらいっこまつり** (無料)  
 対象★乳幼児とその家族  
 平成27年**12月18日(金) 19日(土)**  
 イベント：10時～16時30分(開館9時～17時)  
 京都市子育て支援総合センター  
**こどもみらい館**

たのしい催しがいっぱい!  
 チラシやホームページで調べてみてね!  
<http://www.kodomomirai.or.jp/>

京都マラソン2016  
 12月21日(日) 5時開始  
 会場：京都市立総合体育館

京都府立総合体育館  
 〒600-8501 京都市中京区馬場下町1-1  
 ・地下鉄「丸太町駅」6番出口  
 ・バス「丸太町」バス停下車  
 ・徒歩約10分(徒歩)

(公社)京都市保育園連盟「エアマットであそぼう」、(公社)京都市私立幼稚園協会「みらいっこわくわくコンサート」、京都市保育士会「わくわくステージ・みんなあつまれ」、京都市営保育所長会「赤ちゃんふれあいコーナー」、京都市立幼稚園長会「みんななかよしお楽しみ会」をはじめ、人形劇、オルゴール、コンサートなどたくさんのイベントが予定されています。また、缶バッジ作り、おもちゃ病院、絵本リサイクル等も行います。

保育園(所)・幼稚園の保護者の方にご紹介いただくとともに、先生方も、ぜひとも一度遊びに来てください。なお、17日(木)～19日(土)の3日間は、みらいっこまつりの準備と開催のため、開館時間が午前9時から午後5時までとなります。ご注意ください。

# 乳幼児期の遊びと保育者の専門性

講師 北野 幸子 神戸大学大学院准教授

乳幼児期の遊びは≒学びです。体験や経験を積み重ねているうちに、興味や関心に湧きたてられ誘われ、おもしろいなと思ってしっかり遊んでいるうちに、知らない間にできるようになったり、知識がついていたりします。遊び込んでいる子どもの中には、「なんでだろう」という小さな問いが生じ、「やってみよう」「やってみたらこうだった」「おもしろい」「調べてみよう」と行動していきます。遊びの中でそれらを頻繁に繰り返すことが、小学校以降の目的志向型の学習につながっていきます。

乳幼児期には心の部分を特に大切にしてください。知識や技能の習得の方が教育的価値が高いという考え方は間違いです。この時期に就学前施設の要領に謳われているような「楽しむ」「親しむ」「味わう」という経験をすることが、その後の育ちの基礎になります。

そこで鍵を握るのは保育者の専門性です。子どもたちは無自覚であっても、保育者が無自覚であってははいけません。保育者はしっかりと視点を持ち、子どもの姿から子どもの心の動きや育とうとしていることを洞察し、それに対して自覚的な援助をすることが重要です。そのためには、乳幼児期の発達の特徴を知り発達を見抜く力を付けることや、日々の実践を振り返り援助の工夫や環境設営の引き出しをたくさん作っていくことが大切です。

これからの子どもたちは、グローバル化が進み、大量の情報が溢れる時代を生きていくこととなります。多様な価値観の中、自分で考え、自分で決めて、自分で行動できる力を身に付けていくことが重要となるでしょう。遊びの中にはそれらがたくさん散りばめられています。今、次世代育成全体でアクティブ・ラーニングが注目されています。活動的に問題解決型に学ぶ方法です。これはまさしくこれまでやってきた乳幼児期の教育そのものです。

最後に、保育者は専門職です。専門職としての自負を持ち、実践を可視化し、乳幼児期の学びや遊びの重要性を発信してください。そのことが、社会における乳幼児教育の理解と保育者の研修の保障、制度や待遇の改善につながります。

講義の詳細は、要録ページをご覧ください。

[要録ページへ](#)

## 関係機関との連携の重要性

～関係機関とのつながり～

講師 藤田 庄 第二児童福祉センター センター長

京都市の児童虐待の現状では、平成26年度に1,372件の虐待の相談通告(新規)がありました。最も多いのは、近隣・知人からの通告でいわゆる「泣き声通告」も含まれます。この通告は情報量が少ないため、調べると虐待ではないケースも多く、認定率は低くなっています。逆に増加傾向にあるのは、虐待認定した児童にきょうだいがあり、その児童が暴力を受けているところをきょうだいが見ることで心理的虐待として認定されるなどの「きょうだい認定」や、子どもの目の前で配偶者等からの暴力行為(DV)が行われ心理的に悪影響を及ぼすことになる心理的虐待の通告で、22年～26年度の5年間でほぼ倍増しています。

児童虐待を予防するためには、しっかりと子育て支援をしていくことが必要だと思えます。保護者を主体的な養育者として受け止め、共感・尊重して支えていくことが大事です。しかし、全てを受け入れて受容するのではなく、「良いことは良い」「悪いことは悪い」ということを保護者にきちんと話をできるような関係性を作っていくことが重要と考えます。そして、日々の子どもの姿や保護者の様子から、この子はどんなふうになってきたのか、今どんな環境に置かれているのか、また、どんなふうになっていけばいいのか等について日常の保育の中で考えていただきたいと思います。

児童虐待は子どもや保護者、家庭、家庭を取り巻く環境等の様々な要因の中に存在するリスクが重層的に絡み合った中で生じます。このため、児童相談所や子ども支援センター、保健センター、保育園(所)・幼稚園・学校等関係機関がケースの情報を共有し、アセスメントを行い、必要な支援を行うための役割分担や児童相談所による一時保護等の介入時の対応方法などを、要保護児童対策地域協議会・個別ケース検討会議で協議します。その方針に基づき対応した状況を再アセスメント、方針の見直しを行うことが大事になります。そして、保護者の養育の強み、弱みを把握してどんな支援ができるか考え、関係機関がつながりながら子どもや保護者を支援していくことが大切です。

講義の詳細は、要録ページをご覧ください。

[要録ページへ](#)

\*上記2つの要約は、講義をもとに編集したものです

子どもを育む喜びを感じ、  
親も育ち学べる取組を  
進めます。

「京都はぐくみ憲章」より



京都はぐくみ憲章

この印刷物が不要  
になれば  
「雑がみ」として  
古紙回収等へ!



発行日 平成27年11月20日  
発行者 京都市子育て支援総合センターこどもみらい館  
〒604-0883 中京区間之町通竹屋町下る楠町601-1  
Tel (075)254-5001 Fax (075)212-9909  
URL <http://www.kodomomirai.or.jp>